

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年3月12日 16時06分ごろ
発生場所	山口県萩市見島北方沖 見島北灯台から真方位003°56.9海里（M）付近 （概位 北緯35°44.8′ 東経131°11.6′）
事故の概要	漁船重宝丸は、揚網作業中、また、漁船Tae-Kwangは、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年3月18日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 重宝丸、95トン TT2-1807（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 Tae-Kwang（大韓民国籍）、20トン 不詳、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B（大韓民国籍）、不詳
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に凹損を伴う擦過傷、船尾ローラに破損 B 船首部及び球状船首に破口を伴う凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 6、視界 良好 海象：波高 約2～3m
事故の経過	A船は、船長ほか9人が乗り組み、沖合底引き網漁の目的で、境港を出港した。 A船は、船首を西北西に向けて揚網作業を行い、網に引かれて東南東方に約3ノットの対地速力で後進中、船長Aが、3Mレンジとしていたレーダーで、船尾方約3Mのところに航行中のB船を認めた。 船長Aは、揚網作業中のA船は避航することができず、また、ふだんは作業中のA船を他船が避けてくれるので、B船に避けてもらおうと、揚網作業を中断してA船を漂泊させ、操舵室内のモニターで船内作業の様子を見ていたところ、右舷側の網揚げウインチ操作室にいた甲板員から船尾方にB船が見えるとの報告を受け、右舷船尾方約500mのところにB船を目視で認めた。 船長Aは、B船がA船を避けて航行するよう見え、B船が避けてくれると思い、漂泊を続け、A船の右舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、B船の接近に気が動転し、汽笛を吹鳴するなどの注意喚起を行うことを失念していた。

	<p>船長Aは、衝突後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、漁ろう中であることを示す法定の鼓形形象物を表示していなかった。</p> <p>B船は、西進中、A船と衝突したが、航行を続けた。</p>
分析	<p>A船は、揚網作業中、船長Aが、B船が自船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西進中、A船に向かって航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられるが、B船の関係者から情報を得ることができなかつたため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかつた。</p>
原因	<p>本事故は、A船が揚網作業中、B船が西進中、船長Aが、B船がA船を避けてくれると思い、漂泊を続け、また、B船がA船に向かって航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁労中の船長は、他船に自船を避けてもらえるよう、余裕のある時機に汽笛を吹鳴するなどの注意喚起を行うこと。 ・ 船長は、漁ろうを行う際、法定の形象物を表示すること。